

令和7年度化学物質管理セミナー

埼玉労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

説明内容

- **化学物質管理強調月間について**
- **埼玉第14次労働災害防止計画について**
- **労働安全衛生関係法令及び作業環境測定関係
法令の改正等について**

化学物質管理強調月間 について

ひと、暮らし、みらいのために

 厚生労働省

 Safe work
SAITAMA
埼玉労働局



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第2回化学物質管理強調月間について

スローガン

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

実施期間

令和8年2月1日～28日

実施体制

主唱者 厚労省、中労働災害防止協会

協力連携者 経済産業省、環境省

協賛者 建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

協力者 関係行政機関、地方公共団体、

安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

実施者 各事業者

第2回化学物質管理強調月間実施要綱について

第2回化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の避発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めしていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することに

「第2回化学物質強調月間実施要綱」です。

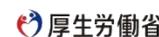
※本日配布している資料をご覧ください。
※下記二次元コードからもダウンロード可能です。



第2回化学物質強調月間の実施について
(厚生労働省HP)

埼玉第14次労働災害防止計画 について

ひと、くらし、みらいのために



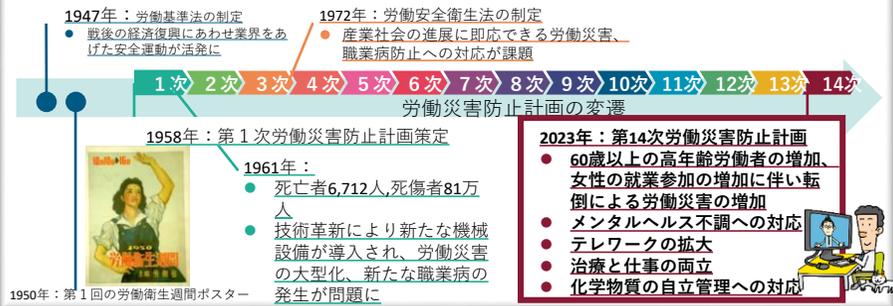
厚生労働省

埼玉労働局



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

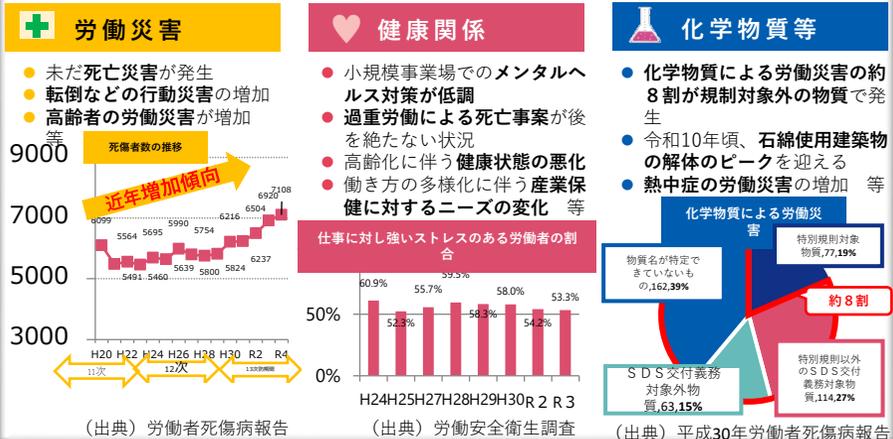
社会経済情勢の流れ・働き方の多様化



計画が目指す社会

- 誰もが安全で健康に働くことができる社会**
- 事業者、注文者、労働者など関係者が自身の責任を認識する社会
 - 事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が醸成された社会
 - 安全衛生対策にVR（ヴァーチャル・リアリティ）やAI等を活用できる社会
- 安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会**
- 事業者の責務である安全衛生対策を「人件費」から「人的投資」と認識される社会
 - 安全衛生対策に取り組むことが人材確保等の観点からもプラスとなる理解が醸成された社会
- 誰もが潜在力を十分に発揮できる社会**
- 事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、安全と健康が確保されていることを前提として誰もが潜在力を十分に発揮できる社会

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性



埼玉第14次労働災害防止計画

令和5年度2023—令和9年度2027

ダイジェスト版

安全で健康に働くことのできる埼玉へ

労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害を減少させるために国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた中期計画です。
- 「埼玉第14次労働災害防止計画」は国が策定した「第14次労働災害防止計画」を推進するため、埼玉労働局、管内の事業者、労働者等が取り組むべき事項を定めた計画です。

計画の構成

社会経済情勢の流れ・働き方の多様化

産業界が抱える安全衛生をめぐる課題の変化

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

- 転倒や腰痛などの労働災害の増加
- メンタルヘルス不調の問題
- 化学物質等による健康障害防止

8つの重点事項と具体的取組

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

計画が目指す社会

厚生労働省
埼玉労働局



重点事項別の具体的な取組と目標

8つの重点事項		労働局等の具体的な取組	アウトプット指標	アウトカム指標	
自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> 埼玉労働局が行う安全衛生施策の積極的な周知など 13 の取組 	(指標は立てず)	(指標は立てず)	
作業行動に起因する労働災害防止対策		<ul style="list-style-type: none"> 健康経営埼玉推進協議会を通じた事業者支援 理学療法士等と連携し、身体機能の維持改善を支援 事業者の自発的な取組を引き出すためのナッジ等を活用した周知 など 7 つの取組 	転倒対策の実施率 (R5) 44.7% → (R9) 50%以上 腰痛予防対策 (R5) 24.2% → (R9) 34.2%以上 <small>ハードソフト両面 (R9) 作業の自動化・省力化 (R9)</small>	転倒の年千人率 年齢層別・男女別 全体 増加に歯止め 腰痛の年千人率 (R4比) 減少へ	
高齢労働者の労働災害防止対策		<ul style="list-style-type: none"> 上記「作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」の取組のほか、エイジフレンドリーG L (ガイドライン) に基づく取組の周知啓発 	エイジフレンドリーG Lの実施率 (R5) 56.2% → (R9) 66.9%以上 <small>(G Lを把握した上での取組)</small>	60歳代以上の年千人率 増加に歯止め	
多様な働き方への対応等		<ul style="list-style-type: none"> テレワークG Lや副業・兼業G Lの周知 副業・兼業の労働者向け健康管理ツールの周知 視聴覚教材の普及 など 4 つの取組 	安全衛生教育の実施率 (R5) 61.7% → (R9) 71.7%以上 <small>外国人労働者が理解できる方法で</small>	外国人労働者の死傷年千人率 (R4比) 減少へ	
個人事業者等に対する安全衛生対策		<ul style="list-style-type: none"> 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対し、事業者が措置すべき健康障害防止措置の周知・徹底 など 2 つの取組 	(指標は立てず)	(指標は立てず)	
業種別労働災害防止対策	陸上貨物運送事業	<ul style="list-style-type: none"> 荷役G Lに基づく安全対策の実施を陸運事業者、荷主事業者に対し周知・指導 	荷役G Lに基づく措置の実施率 (R5) 47.9% → (R9) 57.9%以上 <small>(G Lを把握した上での取組)</small>	死亡者数 (R4比) -20% 増加に歯止め 死傷者数	
	建設業	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの普及、墜落・転落措置の徹底 建設工事関係者連絡会議を通じ、発注者・施工者の連携した対策を推進 など 4 つの取組 	墜落・転落災害に関するリスクアセスメント (R5) 70.6% → (R9) 80.6%以上	死亡者数 (R4比) -20%	
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> 機械災害に関するリスクアセスメントの徹底 食料品製造業における職長教育の徹底 フォークリフト安全運転の徹底・周知 	機械災害に関するリスクアセスメント (R5) 33.0% → (R9) 43.0%以上	死亡者数 (R4比) -20%	
	林業	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携し伐木等作業の安全G L等に基づく安全対策の徹底 	労働災害に関するリスクアセスメント (R5) 55.6% → (R9) 65.6%以上	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%	
	ビルメンテナンス業 廃棄物処理業	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携し自主的な安全衛生活動を推進 墜落・転落災害防止措置等の安全対策の徹底 	墜落・転落災害に関するリスクアセスメント (R5) 60.0% → (R9) 70.0%以上 安全衛生活動 (R5) 46.7% → (R9) 56.7%以上 <small>4S・KY・見える化の実施率 (R9) 導入事業場割合 (R9)</small>	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%	
	小売業 社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県S A F E協議会の活動を通じ自主的な安全衛生活動の定着を支援、ノーリフトケアの普及 安全衛生対策の好事例の水平展開 	安全衛生活動 (R5) 9.0% → (R9) 19.0%以上 ノーリフトケア (R5) 24.7% → (R9) 34.7%以上 <small>小売業 (R9) 社会福祉施設 (R9) 7.0% → 17.0%以上</small>	小売業及び社会福祉施設の死傷者数 それぞれ 増加に歯止め	
健康確保対策	メンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェック結果を活用した職場環境の改善の周知 産業保健総合支援センターを通じたメンタルヘルス対策の支援 など 6 つの取組 	メンタルヘルス対策 (R5) 42.8% → (R9) 80%以上 ストレスチェック実施割合 (R5) 35.3% → (R9) 50%以上 <small>(R9) (50人未満)</small>	仕事に関し強いストレスを抱える者 (R9まで) 50%未満	
	過重労働	<ul style="list-style-type: none"> 過重労働が疑われる事業者への指導の徹底等 新たに時間外労働の上限規制が適用される者を雇用する事業者への周知・指導など 4 つの取組 	年休取得率 (R4) 56.2% → (R7) 70%以上 勤務間インターバル (R4全国) 5.8% → (R7) 15%以上	週労働時間60時間以上の雇用者割合 週労働時間40時間以上の雇用者のう (R7まで) 5%未満	
	健康保持増進	<ul style="list-style-type: none"> 健康経営埼玉推進協議会構成員と連携し、健康保持増進対策の意義等を経営層に対し意識啓発 コラボヘルス推進のための取組 など 6 つの取組 	健康保持増進対策の実施率 (R5) 80.9% → (R9) 90.9%以上 <small>健康課題を把握した上での取組</small>	健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待 (指標は立てず)	
防止対策	化学物質	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の自律的管理を推進するための周知 化学物質管理に係る人材育成・講習機会の充実 	ラベル表示-SDS交付 (R5) 75.0% → (R7) 80%以上 SDSラベル (R5) 56.3% → (R9) 80%以上	リスクアセスメント実施率 (R5) 65.8% → (R7) 80%以上 <small>措置未把握 (R9) 80%以上</small>	計画期間中の死傷者数 (H30-R4比) -5%
	熱中症	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防対策の実施を促進するため、暑さ指数計等の普及、対策の周知・指導 	巡視による水分・塩分補給、不調者の確認 (R5) 49.6% → (R9) 59.6%以上	死傷者数の増加率 (前期増加率比) 減少へ	

※ 石綿、粉じん、騒音、電離放射線による健康障害防止対策はアウトプット指標・アウトカム指標を掲げていないため省略している

労働安全衛生関係法令及び 作業環境測定関係法令の 改正等について

ひと、くらし、みらいのために

 厚生労働省

埼玉労働局

 Safe Work
SAITAMA



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

規制対象物質の拡大について

ラベル表示・SDS通知・リスクアセスメント対象が大幅に追加されます

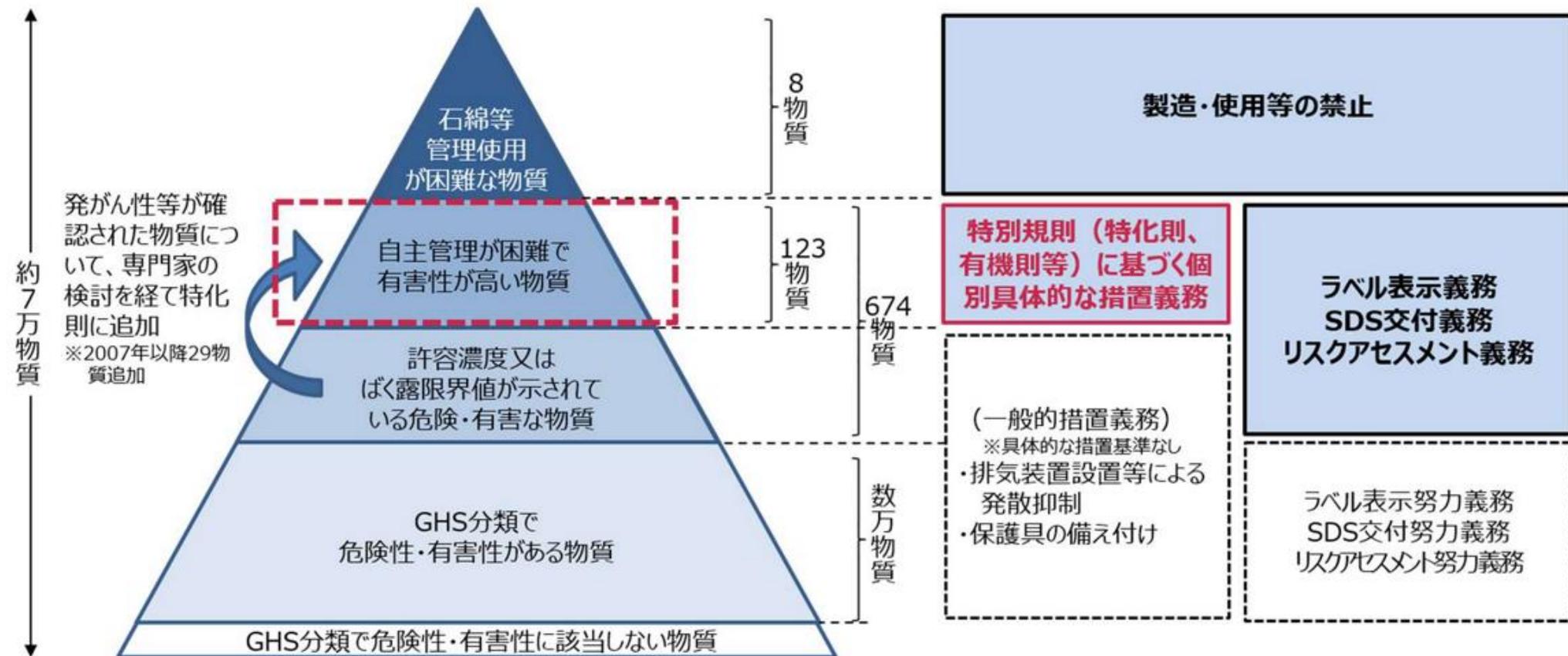
- ◆ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント対象実施義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物質）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された物質が順次追加されます。

【安衛法第57条の3】

※令和4年・5年に改正され、施行日である**令和6年4月1日**、**令和7年4月1日**にリスクアセスメント対象物質が追加されましたが、**令和8年4月1日**にさらに追加されます。

規制対象物質の拡大について

<これまでの化学物質規制の仕組み（特別規制による個別具体的規制を中心とする規制）>



規制対象物質の拡大について

<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>

有害性に関する情報量

約**2,900**物質
(国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)

数万物質

国のGHS分類により危険性・有害性が確認されたすべての物質

国が濃度基準値を設定した物質

濃度基準値未設定の物質

国による
←
GHS分類

国によるGHS未分類

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「濃度基準値」
以下とする義務

ばく露濃度をなるべく低くする
措置を講じる義務

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする措置
を講じる努力義務

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外のすべての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務

規制対象物質の拡大について

～リスクアセスメント対象物質の対象について～

一般消費者の生活の用

Q6-1.ラベル表示又はSDSの交付の義務の対象外となる「（容器又は包装のうち）主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」又は「一般消費者の生活の用に供される製品」とはどのようなものか。

A.

ラベル表示では「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、SDS交付では「主として一般消費者の用に供される製品」についてが義務の対象外となっています。

この「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」および「主として一般消費者の用に供される製品」には、以下のものが含まれます。

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
- ・農薬取締法（昭和23年法律第85号）に定められている農薬
- ・労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品（工具、部品等いわゆる成形品）
- ・表示対象物が密封された状態で取り扱われる製品（電池など）
- ・一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物又は通知対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものは除く
- ・家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。いわゆる業務用洗剤等の業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても除く。

規制対象物質の拡大について

～リスクアセスメント対象物質の対象について～

Q6-3. 一般家庭用の洗剤等もラベル表示やSDS交付の対象になるか。

A.

家庭用品品質表示法に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品であれば、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」および「主として一般消費者の用に供される製品」に該当するため、ラベル表示及びSDS交付義務の対象から除外されます。しかしながら、業務用洗剤等のように業務に使用することが想定されている製品は、スーパーやホームセンター、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても上記除外には該当しないため、ラベル表示及びSDS交付義務の対象となります。



化学物質対策に関するQ & A (ラベル・SDS関係)

(厚生労働省HP)

危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

SDSの交付等の通知義務違反に対する罰則の新設

通知事項変更時の再通知が義務化

- ◆ 化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性の通知（SDS：安全データシートの交付）の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられます。
- ◆ 上記通知事項を変更した場合に、再通知を行うことが義務化されます。

※ 公布後5年以内に政令で定める日から施行

危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

化学物質管理の流れの例

製造メーカー
輸入業者



- ①ラベル表示
- ②SDS交付



卸売業者



- ①ラベル表示
- ②SDS交付



化学物質使用事業者
(ユーザー)



- ③①・②の情報を踏まえた危険性及び有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施
- ④③の結果に基づく必要なばく露低減措置の実施
- ※③、④は製造メーカー等でも実施

SDS電子化助成金について

令和7年度

SDS電子化 補助金

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による危険性・有害性情報等(SDS)の出入力機能を有するシステムを導入するための経費について、補助金が交付されます!

申請期間を令和8年1月9日まで延長しました。

申請期間：令和7年8月1日～令和7年11月30日

※期日前であっても予算の上限に達する場合等は受付を停止します。その場合はホームページでお知らせします。

対象者

中小企業基本法における中小企業者

本年度はすでに受付終了となっておりますが、令和8年度政府予算案にも、同規模で計上されております。



※補助金の詳細は、中災防ホームページをご参照ください。
<https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/>

SDS電子化助成金について

補助対象及び補助額概要

既存のシステムを次の①、②の基準に適合するように改修、買換等に要する経費及び、
①、②の基準に適合するシステムの新たな導入に要する経費

- ①以下のいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有すること。
- ・ 電子化されたSDSデータ(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)を読み込む機能
 - ・ 紙又はPDFのSDSを読み込む機能
- ②SDSデータを電子化(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)して出力する機能を有すること。(①で読み込んだデータを含む。)
また、出力に際して労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能等を有していること。

※同一申請者当たりの年度内交付上限：**補助対象経費の1/2、ただし上限100万円** (千円未満切捨て)

また、リース契約及びライセンス契約、保守契約等の場合の補助対象となる経費は、事業実施期間中に支払われるものとし、この場合、複数年分を事業実施期間中に支払った場合には、補助実施年度を含め3年分(36か月分)が補助対象となります。

営業秘密である成分に係る代替化学品等の通知

企業の営業秘密が含まれる場合に代替化学名等での通知が認められます

- ◆ SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合において、**労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して、厚生労働省令で定める化学物質に限り、その旨を相手方に明示した上で、代替化学物質名等にて通知することができます。**
- ◆ 代替化学物質名等で通知を行った事業者は、**実際の成分等の情報についての記録・保存が義務付けられます。**
- ◆ 医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、**直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられます。**

※令和8年4月1日施行

作業環境測定の対象拡大

個人ばく露測定が作業環境測定の一部として位置づけられます

- ◆ 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において労働者が当該化学物質にばく露している程度を把握するために行う「**個人ばく露測定**」が作業環境測定に位置付けられます。
- ◆ 上記測定を行う場合には、**作業環境測定士の資格を有する者**が作業環境測定基準にしたがって実施することが義務付けられます。

※令和8年10月1日施行

「皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル」について

皮膚等への化学物質のばく露による健康障害を防止するため、令和6年4月から、皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときには、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物間は保護眼鏡等、適正な保護具を使用させることとされています。

【安衛則第594条の2 等】

➡令和6年2月に「皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル」を作成、令和7年3月に同マニュアルを改定しております。

右記二次元コードより当該マニュアルを確認できます。



皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル
(厚生労働省HP)

「皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル」について

○化学防護手袋

耐透過性能一覧表（イメージ）

CAS登録番号	物質名称	材料	ニトリゴム			天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	クロロプレン ゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	フッ素ゴム/ ブチルゴム	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
			厚さ (mm)	0.2	0.3 *0.38	0.45 *0.46	0.23	0.35	0.18 *0.45	-	0.3	0.062
149-57-5	2-エチルヘキサン酸		○	○	○	△	○	○	○	○	○	-
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル		○	○	○	△	○	△	○	○	○	○
1308-38-9	酸化クロム（Ⅲ）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1330-20-7	キシレン		×	△	△*	×	△	×	○	○	○	○
75-07-0	アセトアルデヒド		×	×	×	×	○	△	△	○	○	○

～使用可能な耐透過クラスの確認～

作業可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく)	作業分類1 接触が大きい作業※2	作業分類2 接触が限られている作業※2	作業分類3 接触しないと想定される作業※3
◎	◎	◎	◎
○	○	○	○
△	△	△	△
※1：なお、「使用可能な耐透過性クラス」は幅で記載されているため、作業時間と破過時間で差異がある可能性がある。			
作業時間	240分超	◎	◎
	60分超 240分以下	◎	◎
	60分以下	◎	◎
※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。			
※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。			

○保護めがね

種類	イメージ	特徴
サイドシールド付き スペクタクル形 保護めがね		正面と側面からの飛来物等から眼を保護する保護めがね。 防災面（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクタクル形 (上下側面にサイド付き) 保護めがね		正面、上下及び側面からの飛来物等から眼を保護する保護めがね。 防災面（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクタクル形 (樹脂カバー付き) 保護めがね		フロントフレームに樹脂カバーを付けることで顔とのスキマを少なくした保護めがね。 防災面（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクタクル形 (オーバーグラス形) 保護めがね		視力矯正めがねの上から着用できる保護めがね。 防災面（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。

種類	イメージ	特徴
ゴグル形 (アクション型)付形状 保護めがね		接眼部にクッション(フォーム)材を盛り付けてあり、顔との密着性は高すぎずは少ない。作業場のあらゆる角度から発生する粉じん、液状飛沫、飛来物等から眼を保護することができるが、化学物質がクッション部に付着、吸収する可能性がある。
ゴグル形 (クッションレス) 保護めがね		フレーム自体に柔軟性が無い接眼部と一体のゴグル形保護めがね。作業場のあらゆる角度から発生する粉じん、液状飛沫、飛来物等から眼を保護することができる。化学物質取り扱いは適する。
ゴグル形 (めがね併用可能形) 保護めがね		視力矯正用めがねの上から着用できるようにデザインされたゴグル形保護めがね。
フェイスシールド (保護めがねとの併用例)		フェイスシールドと保護めがねを併用することで、顔全体がカバーされ、化学物質の顔への進入の可能性を低くすることができる。

○化学防護服（保護衣）

部分防護服



アームカバー、シューカバー、ガウン、エプロン



アームカバー、シューカバー、エプロンを着用した例

全身防護服

種類	イメージ	特徴
気密服		手、足、顔を含め全身を防護する服で、服内部を気密に保つ構造の全身化学防護服。 主に気体に対応する（タイプ1）。
隔圧服		手、足、顔を含め全身を防護する服で、外部から服内部を隔圧に保つ呼吸用空気を取り入れる構造の非気密形全身化学防護服。 主に気体に対応する（タイプ2）
密閉服		全身を防護するもので、液体又は粉じん状態の有害化学物質が内部へ侵入しない構造のもの。種類として、液体防護用密閉服（タイプ3）、スプレー防護用密閉服（タイプ4）浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ5）ミスト防護用密閉服（タイプ6）がある。

【参考】化学物質管理に関する相談窓口について



↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場における化学物質対策について > 化学物質管理に関する相談窓口のご案内

化学物質管理に関する相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントについて

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、職場で化学物質を使用する際に実施することが求められるリスクアセスメント等、適正な化学物質管理に向けた取組について、相談することができます。

労働安全衛生法に基づき、一定の危険有害性のある化学物質について

1. 化学物質のリスクアセスメントを行うこと
2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示を行うこと
3. 譲渡提供時に安全データシート(SDS)の交付を行うことが義務づけられています。

この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメントの方法にお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。

また、令和4年に改正された化学物質による労働災害防止のための新たな規制の内容についてもご相談に対応しています。

お気軽にご相談ください。

化学物質管理に関する相談窓口 連絡先、受付時間

相談窓口: テクニル株式会社 化学物質管理部門

開設期間: 令和7年5月19日～令和8年3月18日

TEL: 050-5577-4862

受付時間 平日10:00～17:00(12:00～13:00を除く) ※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

メールでのお問合せも受付しております。

メールでのご相談はこちら(テクニル株式会社ホームページ)

● 政策について
● 分野別の政策一覧
▶ 健康・医療
▶ 福祉・介護
▼ 雇用・労働
▶ 雇用
▶ 人材開発
▶ 労働基準
▶ 雇用環境・均等
▶ <u>非正規雇用(有期・パート・派遣労働)</u>
▶ 労使関係
▶ 労働政策全般
▶ 相談窓口等
▶ 年金
▶ 労務
● 組織別の政策一覧
各労働組合、労働会等の制

下記二次元コードより該当ページを確認できます。



化学物質管理に関する相談窓口のご案内
(厚生労働省HP)

令和8年度の情報は「ケミガイド」
お知らせ欄にて随時公表予定



ケミガイド

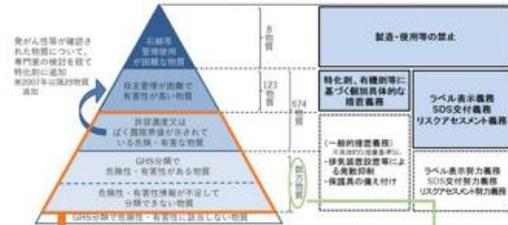
【参考】 その他の改正等について

労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

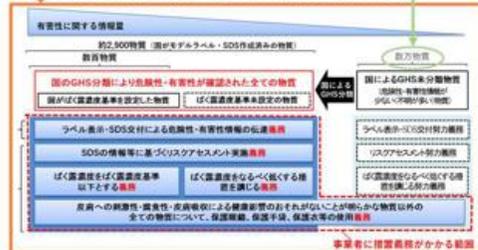
国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

<これまでの化学物質規制の仕組み（特化剤等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質（リスクアセスメント対象物[※]）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。 2024(R6).4.1施行
- このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリで区分1に分類された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
 - ※ 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにCAS登録番号付きで公開されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

※リスクアセスメント対象物：
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

下記ページより法改正等の内容やリーフレットなどを確認できます。



化学物質による労働災害防止のための
新たな規制について（厚生労働省HP）

ご清聴ありがとうございました

ご安全に！



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

ひと、くらし、みらいのために